

# 香川県報



第 54 号

平成 17 年

7月12日(火曜日)

香川県知事 真鍋 武紀

## 告 示

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

香川県統計調査条例の規定による県政世論調査の実施	（広聴広報課）	一
保安林の指定予定の通知	（みどり保全課）	二
保安林の指定の解除予定の通知	（ ）	二
保安林の指定の解除予定	（ ）	二
介護保険法の規定による事業者及び施設の指定	（長寿社会対策課）	三
知的障害者福祉法の規定による施設の指定	（障害福祉課）	三
●地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務の委託契約の終了	（経営支援課）	三
家畜伝染病発生の特示	（畜産課）	三
道路の区域変更	（道路保全課）	三
公 告		
一般競争入札の実施	（総務学事課）	五
土地改良事業の認可	（土地改良課）	五
土地改良事業の工事完了の届出	（ ）	五
公共測量の実施の通知	（土木監理課）	六

## 告 示

香川県告示第四百二十九号  
 香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、県政世論調査を次のとおり実施する。  
 平成十七年七月十二日

一 調査の目的  
 県政施策に対する県民の意見、要望等を把握し、今後の施策立案の参考資料を得ることを目的とする。

### 二 調査事項

- 1 地震と防災対策について
- 2 男女共同参画について
- 3 スポーツについて
- 4 ボランティア・NPO活動について
- 5 県政の重要度と満足度について

### 三 調査の範囲

県内に住所を有する満二十歳以上の者の中から層化二段無作為抽出法で抽出した三〇〇〇人

### 四 調査の実施期日

平成十七年七月十五日から同年七月二十九日まで

### 五 調査方法

郵送法

香川県告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成十七年七月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 指定に係る保安林の所在場所  
 小豆郡土庄町淵崎字皇踏乙二六の一
  - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 三 指定施設要件
    - 1 立木の伐採の方法
- （一）主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する町に係る町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び土庄町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

香川県告示第四百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十七年七月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡内海町福田字近谷乙四五九の一〇・乙四六〇の九・乙四六〇の一・乙四六二の一・乙四六三の七・乙四六四の二四・乙四七八の三(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、乙四六〇の八、乙四六二の一〇、乙四六四の三三、乙四七八の一

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び内海町建設農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

香川県告示第四百三十二号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年七月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡内海町福田字近谷乙四六四の二三、乙四六四の二四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 公衆の保健

三 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び内海町建設農

林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

香川県告示四百三十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年七月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七七〇一 〇三七三一	ヘルパーステーション エス 高松市鶴市町一一三	有限会社es 代表取締役 寒川栄一 高松市鶴市町一五九九 番地七	平成十七年 七月一日	訪問介護
三七七〇一 〇三七四九	株式会社エリス 高松市今里町二丁目六 一	株式会社エリス 代表取締役 宮武一弘 高松市多賀町二丁目一 番九号	"	居宅介護 支援
三七七〇五 〇〇四四九	居宅介護支援センター はつらつ 観音寺市木之郷町六六 一番地一	有限会社和楽 取締役 組橋初子 観音寺市木之郷町六六 一番地一	"	"
三七七〇七 〇〇一九七	すばる訪問介護 東かがわ市馬篠三三三三 番地一四	特定非営利活動法人す ばる 理事長 長谷川勇 東かがわ市松原一〇一 一番地二	"	訪問介護
三七七一六 〇〇六七七	居宅介護支援事業所は びねす・まんのう 仲多度郡満濃町大字四 條字東村六一五番地四	特定非営利活動法人は びねす・まんのう 代表理事 内海光子 仲多度郡琴平町榎井一 〇八番地三	"	居宅介護 支援

香川県告示第四百三十四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、指定特定知的障害者授産施設を次のとおり指定した。

平成十七年七月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

指定事業所番号	施設の名称及び設置の場所	設置者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇二〇〇〇二八五三五	ふれあいの家 仲多度郡多度津町 西港町二七番地 一〇	社会福祉法人多度津さくら会 仲多度郡多度津町 西港町二七番地 一〇	平成一七年七月一日	知的障害者通所授産施設

香川県告示第四百三十五号

財団法人香川県産業交流センターに対する香川県産業交流センターの使用料の徴収事務委託契約は、平成十七年四月三十日終了した。

平成十七年七月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県告示第四百三十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十七年七月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者及び疑似患者の区分	頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨ一ネ病	牛	患者	一	さぬき市長尾東一三八	平成十七年六月三十日	殺処分
ヨ一ネ病	牛	患者	一	さぬき市寒川町石田西三五八四	平成十七年六月三十日	殺処分

香川県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月十二日から同年八月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 太田上町志度線（百四十七号）
- 三 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
さぬき市志度三〇〇〇番一地先から	前	三・九	一八〇	道路災害復旧工事に伴う現道拡幅
	後	四・〇		
さぬき市志度三〇〇〇番一地先まで	前	三・九	一八〇	
	後	四・〇		
さぬき市志度二九九四番四地先から	前	三・六	六〇	
	後	五・二		
さぬき市志度二九九二番三地先まで	前	三・六	六〇	
	後	四・九		

公告

香川県告示第四百二十八号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十一年香川県規則第十九号）第六十六条の規定により公告する。

平成十七年七月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

次に掲げる物件の売払い

- 1 所在地 仲多度郡多度津町東浜乙六七六番(付帯設備、工作物、雑木等を含む。)

住居表示 仲多度郡多度津町東浜十二番八号

地 目 宅地

実測面積 一二九・三八平方メートル

建 物

構 造 コンクリートブロック造陸屋根平屋建

延床面積 六三・六〇平方メートル

構 造 コンクリートブロック造陸屋根平屋建

延床面積 四・三三平方メートル

構 造 鉄骨造合成樹脂葺平屋建

延床面積 四・〇〇平方メートル

最低売却価格 四二二万五千五百円

- 2 所在地 丸亀市山北町字道上六二五番二(付帯設備、工作物、雑木等を含む。)

地 目 宅地

実測面積 三三二・九〇平方メートル

建 物

構 造 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根二階建

延床面積 一五三・六四平方メートル

構 造 コンクリートブロック造陸屋根平屋建

延床面積 二三・二〇平方メートル

最低売却価格 二、二五七万三千元

- 3 所在地 坂出市元町二丁目三七七八番二(付帯設備、工作物等を含む。)

住居表示 坂出市元町二丁目八番二三号

地 目 宅地

実測面積 七三〇・六一平方メートル

建 物

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根三階建

延床面積 六六三・五一平方メートル

最低売却価格 三、九七三万円

二 入札に参加することができない者

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当する者

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の三第一項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者

3 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条に規定する暴力団及びその構成員

4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四百七十七号)第五条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員

三 入札参加の申込

本人札に参加を希望される方は、入札参加申込受付期間内に次の書類を添えて県有財産売払いの一般競争入札参加申込書兼受付書を提出してください。

1 個人の場合 住民票、誓約書及び印鑑登録証明書

2 法人の場合 登記事項証明書、誓約書及び印鑑証明書

四 入札参加申込受付期間、申込場所及び申込方法

1 入札参加申込受付期間 平成十七年八月二十二日(月)から同月三十一日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日は除く。)

2 申込場所 香川県総務部総務学事課

3 申込方法 持参又は郵送によるものとする。ただし、郵送にあつては、簡易書

なお、受付時間は、午前九時から午後五時までとする。

香川県総務部総務学事課

〒七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

持参又は郵送によるものとする。ただし、郵送にあつては、簡易書

持参又は郵送によるものとする。ただし、郵送にあつては、簡易書

## 五 入札説明会

留により申込受付期間内に到達したものを受け付けるものとする。

一の1から3までについて、本件入札に係る物件の概要及び入札心得等の説明を次のとおり行う。

日時 平成十七年八月十八日(木) 午前十時から午前十一時まで

場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第一会議室

## 六 現地説明会

各物件の所在地(現地)において、物件内容等の説明を次のとおり行う。

一の1 平成十七年八月十九日(金) 午前十時三十分から午前十一時まで

一の2 平成十七年八月十九日(金) 午後一時三十分から午後二時まで

一の3 平成十七年八月十九日(金) 午後三時から午後三時三十分まで

## 七 入札及び開札等

### 1 入札及び開札の日時及び場所

一 日時 一の1 平成十七年九月十四日(水) 午前九時五十分(受付は、午前八時

五十分から午前九時二十分まで)

一の2 平成十七年九月十四日(水) 午前十一時三十分(受付は、午前十

時三十分から午前十一時まで)

一の3 平成十七年九月十四日(水) 午後二時十分(受付は、午後一時十

分から午後一時四十分まで)

二 場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第一会議室

### 2 入札書の提出方法

持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは認めない。

## 八 入札保証金

入札者は、入札金額の百分の五以上を入札保証金として入札前に納付しなければなら  
ない。

## 九 入札の無効

入札参加資格を有しない者の入札、入札参加申込受付期間内に入札参加の申し込みを  
していない者及び県有財産売払いの一般競争入札説明書等において示した入札に関する

条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決  
定を取り消す。

## 十 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明ら  
かに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期するこ  
とがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の  
負担とする。

## 十一 落札の無効

落札者は、落札の日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落  
札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とす  
る。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合  
は、この期間を延長することができる。

## 十二 予約完結権の譲渡

売買契約に関する予約完結権は、第三者に譲渡してはならない。

## 十三 契約書の作成の要否

## 十四 その他

入札説明会及び現地説明会に不参加の者が入札した場合は、当該説明会における説  
明事項については、了知しているものとみなす。

十五 問い合わせ先 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県総務部総務学事課総務グルー

プ 電話番号〇八七 八三一 三〇七四

香川県公告第四百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法  
第十条第一項の規定により、観音寺市常磐土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地  
改良事業(水路改修事業)檀ノ内地区)を行うことについて平成十七年六月二十九日認可  
した。

平成十七年七月十二日

香川県公告第四百三十号

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十七年七月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
三豊郡財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）	入樋地区	平成一六、七、二
〃	香川用水非受益地域用水確保事業（ため池改修事業）	居出口池地区	平成一七、二、二八
土庄町	中山間地域総合整備事業	土庄北地区	平成一六、三、三〇

香川県公告第四百三十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十七年七月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
- 二 作業期間 平成十七年七月一日から平成十八年三月三十一日まで
- 三 作業地域 高松市、善通寺市